

実習について Q&A

【受入について】

Q 介護保険実務に精通されている方は、実習を免除してほしい。

A 法定研修として義務付けられているカリキュラムのため、免除することはできません。

Q できれば同一法人の実習生を受入れたい。

A 同一法人の場合、普段の業務で関わりがあり業務の延長線上となる可能性もあります。効果的な実習としていただくため、地理的な条件等、やむを得ない事情がある場合を除いて、原則、別法人の事業所で調整を行います。

【書類に関する質問】

Q 実習生の「実習に当たっての守秘義務」について、各実習受入事業所で誓約書の取り交わしは必要でしょうか。

A 実習生から研修実施機関宛に「鳥取県介護支援専門員実務研修実習同意書（様式第19号）」（手引きP38）を提出してもらいます。この他に必要であれば、各受入事業所で作成してください。

【指導に関する質問】

Q 実習生1名に対し、指導者(主任ケアマネ)は必ず1名とするべきですか。実習生1名を複数名の指導者で指導にあたっていても良いですか。(例えば、実習日によって指導者を変えるなど)

A 複数の指導者で指導にあたっていただいて構いません。

※手引きP2 要綱 5(3)(4) 参照

Q 見学・観察実習は「実習受入事業所の主任ケアマネ(実習指導者)が活動している場面等を見学・観察して、ケアマネジメントプロセスの実際を直接的に学ぶ」とテキストではなっていますが、主任ケアマネ以外のケアマネが見学等に同行することは、受入事業所の体制としては良いのでしょうか。

A 原則、実習指導者(主任ケアマネ)が責任を持って受講者を指導し、評価するものとしています。ただし、実習指導者(主任ケアマネ)が予め実習の指導の視点等について伝達し、実習指導者の助言に基づき実施できる場合は、主任ケアマネ以外のケアマネが同行(指導)することは可能です。

※手引きP2 要綱 5(3)(4) 参照

Q 多様な利用者の見学実習を行うとあるが、ケアマネジメントプロセスが必ずしも同一の利用者にならない場合があっても良いのでしょうか。

A 数人の利用者の方の協力を通して、高齢者の多様な生活実態をできるだけ見学できるようにしてください。

(例：アセスメントの実施場面→身体が不自由な方 サービス担当者会議の準備・実施→認知症の方等)

【日程(欠席、遅刻)・時間等に関する質問】

Q 実習生が無断欠席をした場合は、研修実施機関に連絡すれば良いですか。それとも、事業所が実習生に連絡をした方が良いですか。

A 研修実施機関へ御連絡ください。その後実習生へ連絡を取り、速やかに受入事業所へ連絡するよう伝えます。実習生から連絡がありましたら、対応できる範囲で日程の再調整をお願いします。

Q 遅刻、早退で十分に伝えきれない場合は、どうすれば良いですか。追加実習で対応したら良いですか。

A 対応できる範囲で追加実習をお願いします。「実習記録書（様式第20号）」（手引きP12、13）の指導内容項目を全て実施していただきますようお願いいたします。

一連のケアマネジメントプロセスの各場面を見学としていますが、場合によっては見学が難しい場面もあるかと思えます。その場合は、事務所内での説明で構いません。

Q 実習時間について、テキストには「実習を行った時間の合計が3日程度の勤務時間数に相当すればよいと考える」とは、8時間×3日＝24時間と考えるべきでしょうか。

A 時間の指定はありません。「実習記録書（様式第20号）」（手引きP12、13）の指導内容項目を全て実施していただければ、何時間でも問題ありません。

【評価に関する質問】

Q 「実習記録書（様式第20号）」の評価はどのように活用されますか。

A 各科目における修得目標を達成しているかについての修了評価に活用します。評価は介護支援専門員としての資質の前提として、研修での受講姿勢（コミュニケーション、自己研鑽の意欲等）も考慮します。

Q 「実習記録書（様式第20号）」の評価は指導者が実習生に見せて指導しますか。（指導の方法、範疇はどのように行うのですか）

A 評価は実習生へ見せないでください。すべての日程終了後に評価を実施してください。

評価項目について、実習生へ伝えておきたいこと等がありましたら、振り返りの際に伝えていただくか、実習生が作成する「鳥取県介護支援専門員実務研修実習終了報告書（様式第23号）」（手引きP40）の「3. 実習指導者コメント」欄に記入してください。

Q 評価は実習生に知らされますか。

A 上記のとおり。（研修実施機関から知らせることもありません。）

【その他】

Q 実習生の背景（例：元職、経験年数等）は情報提供していただけるでしょうか。

A 名前、連絡先、所属、基礎資格を提供します。

※手引き P10「鳥取県介護支援専門員実務研修実習受入依頼書（様式第16号）」参照

Q 実習中の実習生の事故（訪問中の交通事故や利用者宅内でのケガなど）に対する保障、対応はどうなっていますか

A 実習期間中における事故に備え、研修実施機関が賠償責任保険に加入します。実習生が実習受入事業所または利用者に損害を与えた場合は、実習生が賠償責任を負うものとし、その責任の範囲は、研修実施機関の加入する賠償責任保険によるものとします。 ※手引きP3 要綱 9 参照

また、実習生自らの不注意等でケガ等をした場合も、実習生の責任となります。

なお、事業所の車で実習生と一緒に利用者宅へ訪問する際、交通事故等が発生し実習生がケガをした場合は、事業所が加入している保険で対応してください。

万が一実習中に事故等が発生した場合は、研修実施機関へ御連絡ください。

Q 主任ケアマネが1人いるが3月に退職の可能性がある場合、今年度主任ケアマネ研修を受講し2月に取得予定の者を実習指導者として考えてよいですが。

A よいです。

【加算に関する質問】

Q 一度実習生を断ると、いつまで加算請求はできないのでしょうか。

A 実施機関（県社協）によるマッチングを拒否した場合、及びマッチングを受諾したものの事業所側の事情（業務多忙等）により実際の実習受入ができなかった場合における特定事業所加算の算定中止期間は、次年度の4月から、次年度以降の実習においてマッチングを受諾した月の前月までの期間となります。

（例）令和元年度の実習受入を断り、令和2年度の実習受入マッチングを令和3年1月に受諾した場合の加算算定中止期間

⇒ 令和2年4月分 ～ 令和2年12月分

Q 実習受入体制は整っているが、人員基準を満たせなくなったため、特定事業所加算の算定をしていません。実習受入ができないと共に、登録削除の必要性があるとの理解でよいでしょうか。

A 貴見のとおりですので、速やかに以下2点の届出をお願いします。

- ・特定事業所加算の算定中止について、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」を指定権者（市町村）に提出してください。
- ・実習受入事業所の登録削除について、「実習受入事業所登録削除届出書（様式第3号）」を鳥取県長寿社会課に提出してください。

その他、御不明なこと等ありましたら御連絡ください。

お世話になります。よろしくお願いいたします。